平成２７年（フ）第２４号
沖縄県名護市字為又329番地　こかげ気分マンション201号、開始決定時の住所沖縄県名護市字田井等598番地
破産者　喜納　英和
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第９８号
北海道室蘭市東町４丁目１番５－305号　室蘭東町第２住宅
破産者　中野　惣一
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
北海道有珠郡壮瞥町字滝之町290番地４
破産者　高村麻裕子
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第３００号
函館市湯川町１丁目25番５－702号、開始決定時の住所函館市深堀町13番24号
破産者　長倉　桂子
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３０８号
函館市大縄町７番２号
破産者　高松　　滋
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３３４号
函館市安浦町108番地２
破産者　蛯谷　　隆
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２９６号
茨城県笠間市池野辺438番地
破産者　高丸　昇平
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３６５号
茨城県水戸市千波町2325番地の７
破産者　西村　利男
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２号
茨城県水戸市白梅４丁目３番24号
破産者　小谷　康夫
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２９５号
横浜市栄区元大橋１丁目３番２号　ハイツ平田202
破産者　小澤とき子
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９号
長野県佐久市北川603番地11
破産者　木内　聡美（開始決定時の氏大嶋）
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２８３号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡３－18－24　サンビレッジＥ－101、住民票上の住所静岡県三島市川原ケ谷285番地の１
破産者　向笠　輝昭
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
滋賀県草津市矢橋町23番地96、前住所滋賀県彦根市松原町1759番地146
破産者　杉江　　昇（旧姓北村）
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２号
滋賀県栗東市笠川82番地２（101号）　メゾンＮＹ、前住所京都市伏見区竹田七瀬川町44番地２
破産者　川端　良治
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９５７号
京都市伏見区醍醐柿原町45番地
破産者　吉田技研こと　吉田　耕治
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５３号
京都市北区西賀茂中川上町53番地
破産者　角田　　勉
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７０３号
広島市西区楠木町４丁目18番３－306号
破産者　齋藤　忠行
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷602番地２　ノイ・ブローテＡ棟202号
破産者　石﨑　弘人
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第６２号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷602番地２　ノイ・ブローテＡ棟202号
破産者　石﨑由美惠
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

第三種郵便物認可　明治三十二年五月三日

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　電話　03（3587）4294
定価　本号一部月ヶ六四円（本体一、五一〇円）　一六〇円（本体一、五一〇円）　送料別（配）